

「薬事衛生六法 2018」（2018年4月1日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます（2018年6月6日現在）

該当箇所	誤	正
p.62（第六十八 条の十六第一 項） 上段6行目	（前略）厚生労働大臣の承認を受けて、医師、細菌学的知識を有する者 <u>その他技術者</u> を置かなければならない。	（前略）厚生労働大臣の承認を受けて、医師、細菌学的知識を有する者 <u>その他の技術者</u> を置かなければならない。
p.138（第十五条 の十五第二項） 下段左から12行 目	2 法第九条の <u>三</u> の厚生労働省令で定める事項（後略）	2 法第九条の <u>四</u> の厚生労働省令で定める事項（後略）
p.148（第八十八 条第一項第二号 イ） 下段左から3行 目	イ <u>旧中学</u> 若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者	イ <u>旧制中学</u> 若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
p.487（第一条） 中段左から13行 目	（前略）製造販売後の調査及び試験の業務に関して遵守すべき事項を <u>定めをもとする。</u>	（前略）製造販売後の調査及び試験の業務に関して遵守すべき事項を <u>定めるものとする。</u>
p.490（第十条第 三項第一号） 中段1行目	一 次に掲げる事項について確認し、その結果の記録を <u>作成も</u> 、これを保存すること。	一 次に掲げる事項について確認し、その結果の記録を <u>作成し</u> 、これを保存すること。